



吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画（別冊）

令和 7 年 3 月
吉野ヶ里町

目次

序章 はじめに.....	4
1. 策定の背景	4
2. 計画の目的	4
第1章 前提条件の整理.....	5
1. 吉野ヶ里町の概要.....	5
(1) 位置	5
(2) 交通	5
(3) 地形・地質	6
(4) 気候	6
(5) 人口・世帯数	6
(6) 主な風水害	7
(7) 地震災害の想定.....	7
(8) 土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域	9
(9) 避難所・避難場所.....	11
(10) 災害用備蓄の状況	12
(11) 自衛隊施設と災害派遣	12
2. 上位関連計画等のレビュー	13
(1) 第2次吉野ヶ里町総合計画	13
(2) 第2次吉野ヶ里町国土利用計画	14
(3) 吉野ヶ里町公共施設等総合管理計画.....	15
(4) 吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画.....	16
(5) 吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想	18
(6) 吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画	20
(7) 吉野ヶ里町地域防災計画.....	21
(8) 吉野ヶ里町給食センター建設検討委員会提言報告書	22
3. 関連施設等の概要	23
(1) 中央公民館及び農村環境改善センター（東脊振公民館）	23
(2) 統合庁舎.....	27
(3) 旧東脊振学童施設	31
(4) 文化体育館.....	32
4. 整備課題の整理.....	34
(1) 避難所機能の充実.....	34
(2) 平時の利活用との両立.....	34
(3) 災害時の食事や物資の確保	34
第2章 整備の基本方針	35
1. 整備の目指す方向	35

2. 導入機能.....	36
第3章 施設計画.....	37
1. 想定される諸室.....	37
2. 候補地エリアの選定	38
第4章 今後の課題	39
1. 具体的な諸室の選定や規模の検討	39
2. 統合庁舎との連携.....	39
3. 管理・運営の検討	39
4. 事業実施に向けた適切な事業手法の検討.....	39

序章 はじめに

1. 策定の背景

吉野ヶ里町（以下、本町）は、平成 18 年 3 月に三田川町と東脊振村が合併して誕生した町です。町内には吉野ヶ里歴史公園や佐賀東部中核工業団地、陸上自衛隊目達原駐屯地などが位置しています。

令和 3 年 3 月には「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」を策定し、長期的な中心地づくり基本構想を描く中で、中心地に導入すべき機能として、統合庁舎、図書館、コミュニティセンター（公民館）、防災施設をあげています。また、導入すべき機能に給食センター（防災食育センター）、中学校、保育園、健康福祉センター等の任意機能を隣接させることで機能の充実や新たな価値の創出を図ることが掲げられています。中心地整備の基本的な考え方としては、町民のニーズを踏まえ、必然的に求められる基本的な機能は満たしつつ、趣味や勉強、友だちとの他愛のない集まり、家族で食事する、子どもと一緒に遊ぶなど、思い思いの活動を受け止め、楽しめる場所づくりを目指しています。

令和 4 年 3 月には「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」を踏まえた「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」を策定し、施設の老朽化状況や町民のニーズ等を踏まえて先行して整備することとした統合庁舎、図書館、コミュニティセンター（公民館）について、それらの施設が中心地において果たすべき役割を明確にしながら、整備の方針等を定めています。計画策定時にはアンケートを実施し、町民のニーズとして、新しい町の中心地にとって「人との交流」、「学びと教育」、「公園・緑地」といったことが欠かせないとの結果が得られるとともに、「防災力」への関心が非常に高い結果も得られています。

あわせて、近年我が国では、大規模な風水害や地震災害等が頻発しており、本町でも、令和 4 年 9 月改定の「吉野ヶ里町地域防災計画」において、「防災拠点の整備」や「コミュニティ防災拠点の整備」等を定めたほか、令和 5 年 3 月策定の「第 2 次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画」において、中心地づくりの推進の主な取組として災害に強い中心地整備を掲げ、防災拠点と併せて、住民が避難できるような施設・広場の整備やあらゆる自然災害を念頭に、防災や減災に対応した施設整備を定めています。

本町の最上位計画である「第 2 次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画」において、災害に強い中心地整備が掲げられたことを受け、先行して建設が進む統合庁舎以外の中心地に導入すべき機能についても、防災の視点での見直し・再整理を行う必要があります。

2. 計画の目的

本計画は、「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」に位置付けられた、統合庁舎以外の図書館、コミュニティセンター（公民館）といった中心地に導入すべき機能に加えて、それらの機能との両立を図り、災害に強い中心地整備の実現に資する機能を再整理したものです。これらの整備の方向性を「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画（別冊）」としてまとめます。

第1章 前提条件の整理

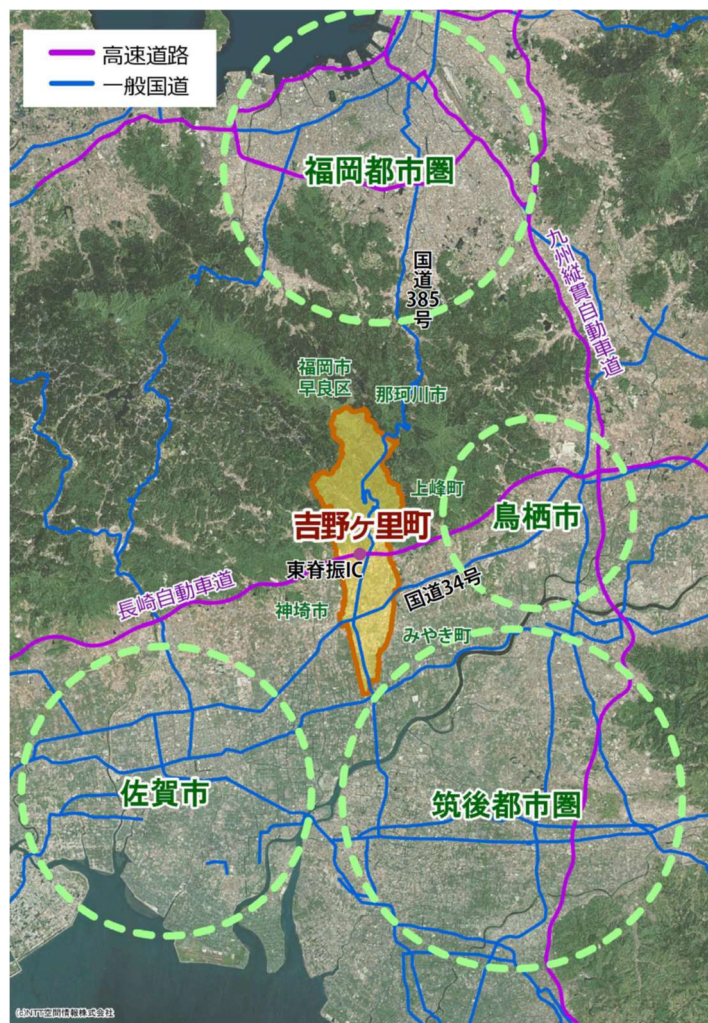
1. 吉野ヶ里町の概要

(1) 位置

本町は、県の東部に位置し、東は三養基郡上峰町及びみやき町、北は脊振山地を隔て福岡市早良区と那珂川市、南及び西は神崎市に接しています。広域を見ると、北に福岡都市圏、東に鳥栖市、南東に筑後都市圏、南西に佐賀市が位置しています。

(2) 交通

本町では町の中央で長崎自動車道が東西に貫通し、国道 385 号との交差部には東脊振インター（IC）が位置しています。主な幹線道路としての役割を担う一般国道は、東西方向に国道 34 号が通り、鳥栖市と佐賀市を結んでいます。南北方向には国道 385 号が通り、福岡都市圏と筑後都市圏を結んでいます。また、長崎自動車道、国道 34 号、国道 385 号は災害時に避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である第一次緊急輸送道路に指定されており、沿道建物の耐震化等の優先的な防災対策が進められています。



出典：国土数値情報 R2 行政区境界データ、R1 高速道路時系列データ、
H27 緊急輸送道路データ、(<https://niftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
Copyright(c) NTT 空間情報 All Rights Reserved

▲吉野ヶ里町の位置と交通

(3) 地形・地質

地形は、北部の脊振山地と南部の佐賀平野の2つに大きく分けられます。脊振山地を源とする田手川（筑後川水系）が肥沃な穀倉地帯の平地を南流しており、南北に細長い形を成しています。

本町の地質は、脊振山系は大部分が中世代末期の花崗岩質の深成岩で、不安定な風化地層で構成されています。北部の山麓台地は砂礫層からなり、田手川流域に広がる平坦な低地部の土壌は堆積物による砂質となっています。

(4) 気候

気候は、比較的温和で、西日本特有の気候地帯です。冬季には山間部で路面凍結や積雪を見るなど、四季の変化がはっきりした地域です。梅雨期及び秋の台風の時期には往々にして風水害による被害を受けています。

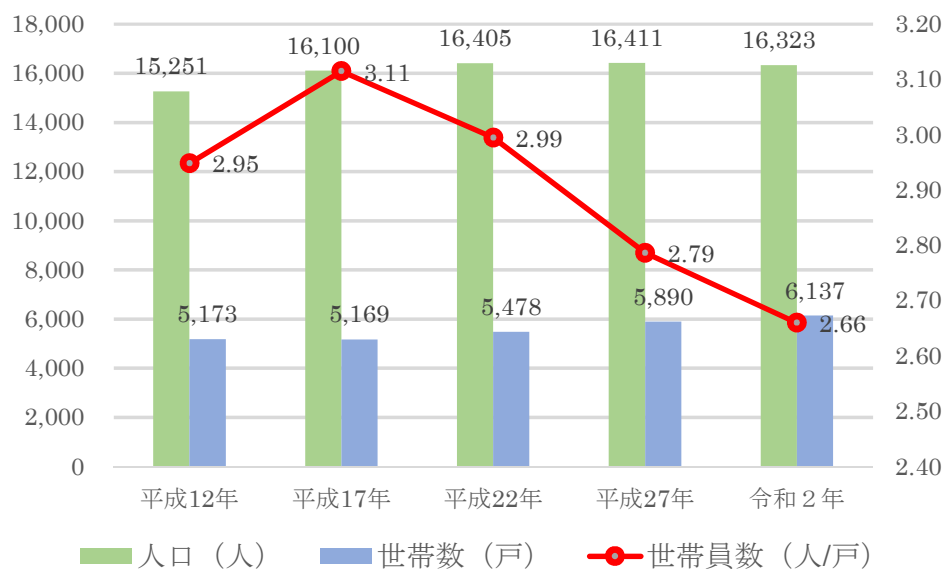
(5) 人口・世帯数

人口は、令和2年の国勢調査で16,323人となっています。平成12年から微増傾向から、横ばい傾向に推移しています。

世帯数は、令和2年の国勢調査で6,137人となっています。平成12年の国勢調査より、増加傾向が続いています。

世帯員数は、平成17年をピークに減少が続き、令和2年現在、2.66人/戸となっています。

年齢構成では、令和2年において、65歳以上の高齢者の割合が総人口の約24%を超え、15歳未満の年少人口は15%台です。高齢化の進行が推定されています。



▲人口、世帯数、世帯員数の推移（国勢調査）

(6) 主な風水害

本町で発生した主な風水害としては、以下が挙げられます。

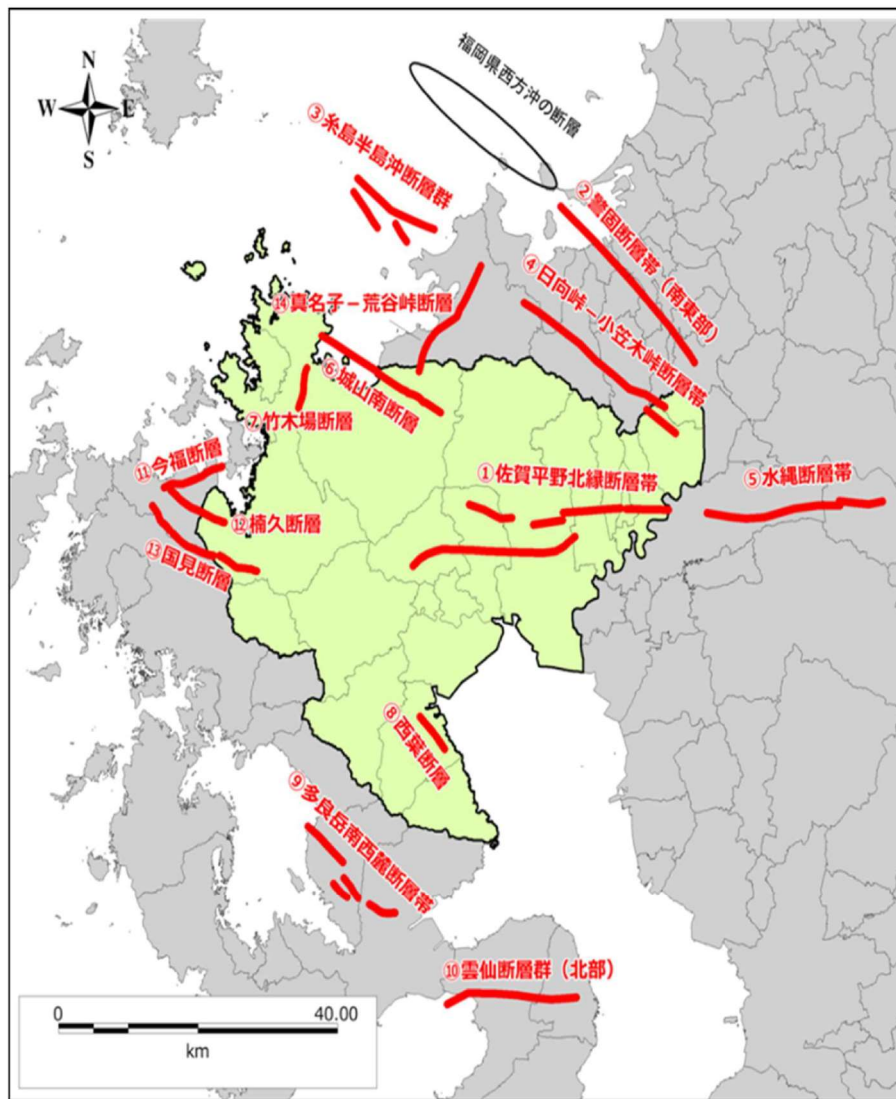
- 昭和28年：西日本全域にわたる記録的な豪雨災害が発生
- 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年：集中豪雨による局地的な激甚災害が発生

(7) 地震災害の想定

政府の地震調査研究推進本部による「主要活断層（最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層）」の中で、佐賀県内では「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向一小笠木断層帯」が選定されています。

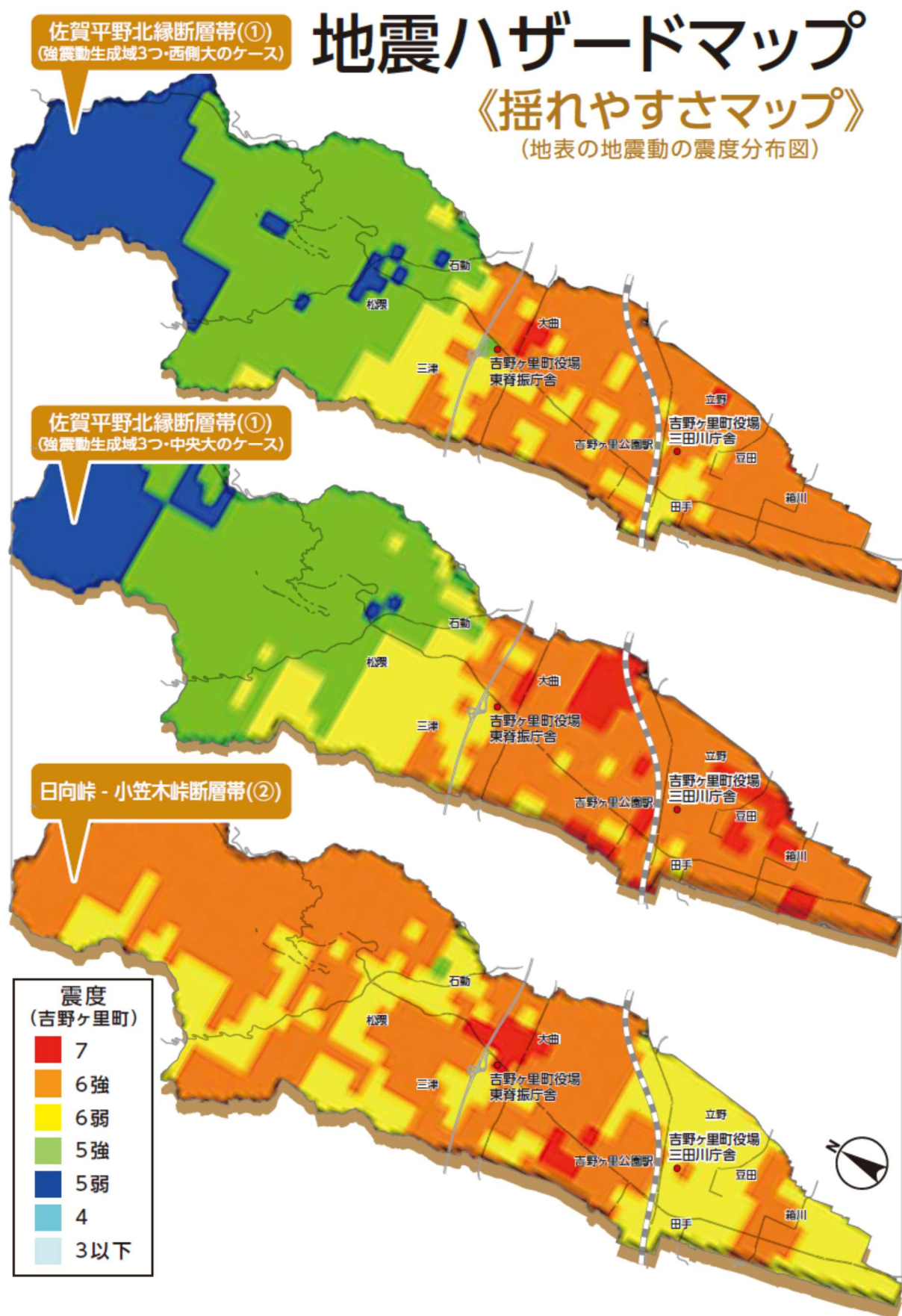
なお、陸域の大地震は、主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もあります。

本町において、大きく影響を及ぼすと考えられる佐賀平野北縁断層帯及び日向一小笠木断層帯による地震被害の想定では、それぞれ震度7が予測されています。



出典：九州活構造研究会(1989) ；九州活構造
活断層研究会(1991) ；新編 日本の活断層一分布図と資料
長崎県(2006) ；長崎県地震防災アセスメント調査報告
地震調査研究推進本部(2007) ；警固(けご)断層帯の長期評価について
原子力安全・保安院(2009) ；玄海原子力発電所3号機耐震安全評価結果(中間報告)

▲吉野ヶ里町周辺の活断層



▲主な地震時における揺れやすさマップ (出典：吉野ヶ里町防災マップ)

(8) 土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域

町内では、山間部に土砂災害警戒区域、平地部に洪水浸水想定区域が指定してされています。

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、佐賀県知事が指定しています。指定された範囲は、長崎自動車道の北に分布しています。大きく田手川上流域に位置する斜面地とその支流の一つである西光寺川流域に位置する斜面地に分けられます。

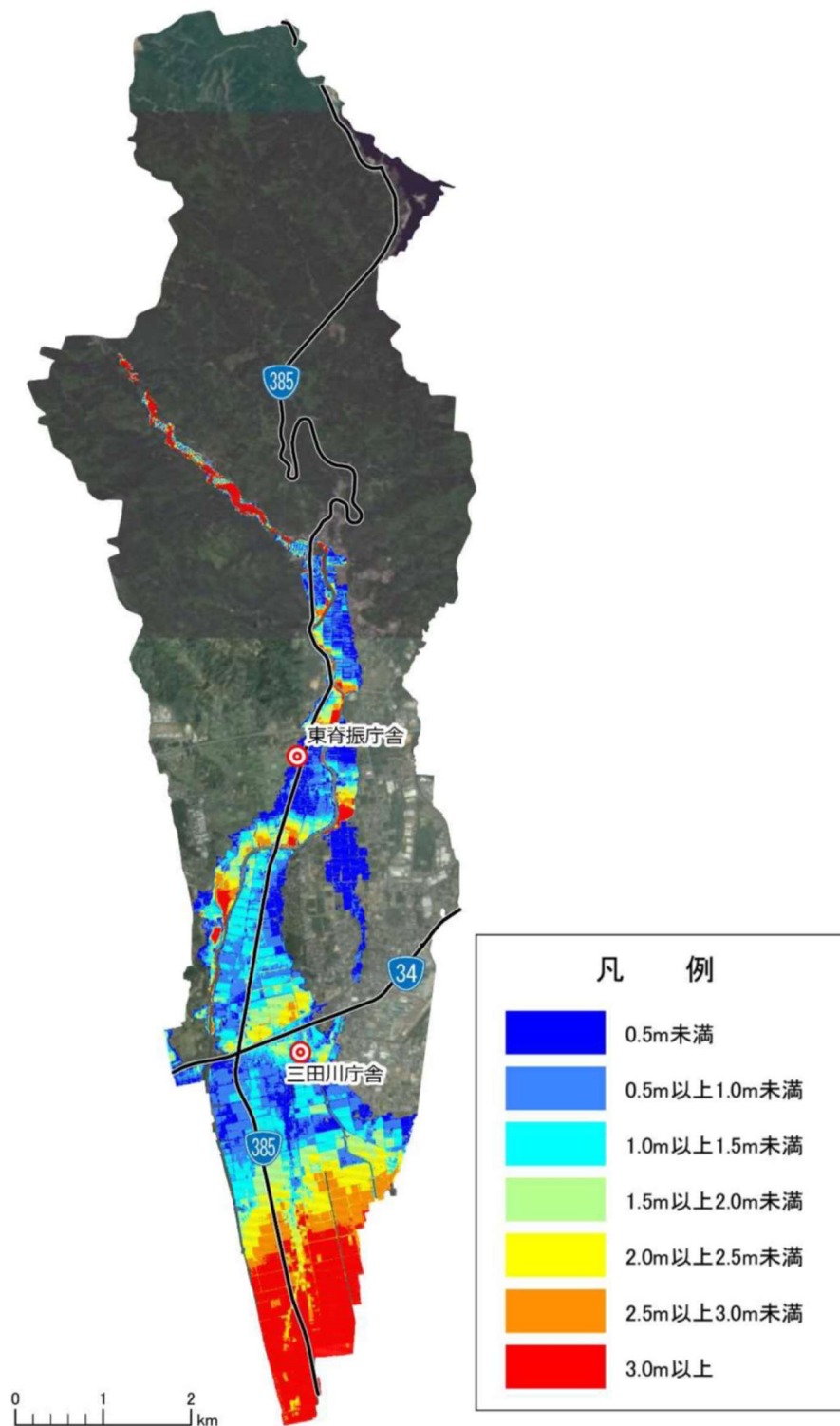


▲土砂災害警戒区域の指定状況

出典：国土数値情報 R1 土砂災害警戒区域データ、
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
Copyright(c) NTT 空間情報 All Rights Reserved

洪水浸水想定区域は、水防法に基づき、佐賀県知事が指定しています。その範囲は田手川流域の広い範囲に及び、南部の平野部では広い範囲で 5.0m 以上の浸水も想定されています。

田手川は水害と干害を繰り返した河川として知られ、昭和 28 年 6 月の洪水時には浸水家屋：2,540 戸、浸水面積：2,350 h a）、平成 2 年 7 月の洪水時には浸水家屋：487 戸、浸水面積：3,390 h a の被害が記録されています。



▲ 浸水想定区域の指定状況

出典：佐賀県提供データ
Copyright(c) NTT 空間情報 All Rights Reserved

(9) 避難所・避難場所

本町は、台風接近時や豪雨などで町民が自主避難を行う場所として、中央公民館、東脊振健康福祉センター「きらら館」、三田川健康福祉センター「ふれあい館」を開放します。

また、本町では、台風や地震などで実際に災害が発生した場合、又は災害発生のおそれがあると判断した場合は、町民の皆様に対し避難情報等の発令を行い、次の施設を避難所・避難場所として指定しています。避難者一人当たりに必要な面積を 2㎡とした場合の想定収容人数は最大 1 万 5 千人程度で、町民の 9 割以上の収容率となっていますが、築 40 年以上が経過し、老朽化している施設や、避難所に求められる設備が不十分な施設も多くあります。

▼町内の避難所・避難場所と想定収容人数

施設名	対象とする災害の種類				建築 年度	規模 (㎡)		想定収容人数	
	洪水	内水 氾濫	土砂 災害	地震		延床面積	避難に使 える面積	一人当たり 2㎡	一人当たり 4㎡
東脊振健康福祉センター「きらら館」	○	○	○	○	1998	2,228	593	296	148
三田川健康福祉センター「ふれあい館」			○	○	1993	2,899	1,029	514	257
中央公民館	○	○	○	○	1978	1,582	384	192	96
東脊振農村環境改善センター	○	○	○		1977	1,515	594	297	148
文化体育館	○	○	○	○	2020	5,247	3,089	1,544	772
さざんか武道館	○	○	○	○	1990	1,130	729	364	182
三田川武道館	○	○	○	○	1986	990	764	382	191
吉野ヶ里公園駅コミュニティホール			○	○	2000	514	99	49	24
東脊振小学校体育館	○	○	○	○	1986	772	494	247	123
東脊振中学校体育館	○	○	○	○	1978	1,058	791	395	197
三田川小学校講堂	○	○	○	○	2000	1,754	1,121	560	280
児童体育館	○	○	○	○	1976	1,895	1,170	585	292
東脊振小学校	○	○	○	○	2006	4,890	—	2,445	1,222
東脊振中学校	○	○	○	○	1976	3,235	—	1,617	808
三田川小学校	○	○	○	○	1975	5,285	—	2,642	1,321
三田川中学校	○	○	○	○	1973	3,976	—	1,988	994
吉野ヶ里保育園	○	○	○	○	1972	544	—	272	136
東脊振幼稚園	○	○	○	○	2005	812	—	406	203
三田川児童館	○	○	○	○	2007	443	—	221	110

▼町内の避難所・避難場所の設備

施設名	設備					
	洋式 トイレ	車いす対応 トイレ	シャワー	給食施設 調理室	冷暖房	非常用電源
東脊振健康福祉センター「きらら館」	○	○		○	○	
三田川健康福祉センター「ふれあい館」	○	○	○	○	○	
中央公民館	○			○	○	
東脊振農村環境改善センター	○				○	
文化体育館	○	○	○		○	○
さざんか武道館						
三田川武道館						
吉野ヶ里公園駅コミュニティホール	○	○			○	
東脊振小学校体育館						
東脊振中学校体育館						
三田川小学校講堂	○	○				
児童体育館	○	○				
東脊振小学校	○	○		○	○	
東脊振中学校	○	○		○	○	
三田川小学校	○	○		○	○	
三田川中学校				○	○	
吉野ヶ里保育園	○			○	○	
東脊振幼稚園	○			○	○	
三田川児童館	○				○	

(10) 災害用備蓄の状況

本町では災害に備え、指定避難場所である中央公民館、東脊振健康福祉センター「きらら館」、三田川健康福祉センター「ふれあい館」に加え、旧東脊振学童施設にマットや飲料水、保存食等の備蓄を行っています。

なお、保有する災害用備蓄の数量については、佐賀県の「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に則り、想定避難者数である人口の5%分を目安としています。

(11) 自衛隊施設と災害派遣

町内にある自衛隊施設としては国道34号線沿いに目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面後方支援隊及び西部方面システム通信群第102基地システム通信大隊第321基地通信中隊が配置されています。また、航空部隊として西部方面航空隊の第1戦闘ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第4師団第4飛行隊が配置されています。

その他、脊振山山頂に航空自衛隊西部航空警戒管制団第43警戒隊が配置されています。

本町を含む県東部地区（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町）の自然災害等の災害派遣は、本町に配置されている九州補給処が担任しています。ただし、東部地区を除く県の自然災害等の災害派遣は、福岡県久留米市の陸上自衛隊久留米駐屯地に配置されている西部方面混成団が担任しています。

2. 上位関連計画等のレビュー

(1) 第2次吉野ヶ里町総合計画

(平成30年(2018)3月策定、計画期間2018-2027年度)

この計画は、本町の目指す将来像及び施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するための施策を体系化し、総合的・計画的な町政運営の指針となる「基本計画」等で構成されます。

本町は、平成30年3月、「第2次吉野ヶ里町総合計画」の策定において将来像「ひとよし・まちよし・住んでよし快適ふさと吉野ヶ里」を掲げるとともに、その実現に向けた前期基本計画を策定し、各分野における施策・事業の推進に取り組んできました。令和5年3月には後期基本計画を策定し、令和5～令和9年度の5年間にわたり取り組む施策・事業を再設定しています。

後期基本計画では、重点プロジェクトとして「まちの中心地づくりプロジェクト」を掲げ、令和3年3月に策定した「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」に基づき、吉野ヶ里町らしい中心地づくりを推進していくことを定めています。

また、方針「ゆとりとうるおいのあるまちづくり」に関連する主な取組として、災害に強い中心地整備を定めており、その具体的な内容として、中心地整備に伴う地域防災計画の見直しの検討、防災拠点と合わせた避難施設・広場の整備、あらゆる自然災害を念頭とした防災や減災に対応した施設整備を謳っています。



▲吉野ヶ里町中心地イメージ図

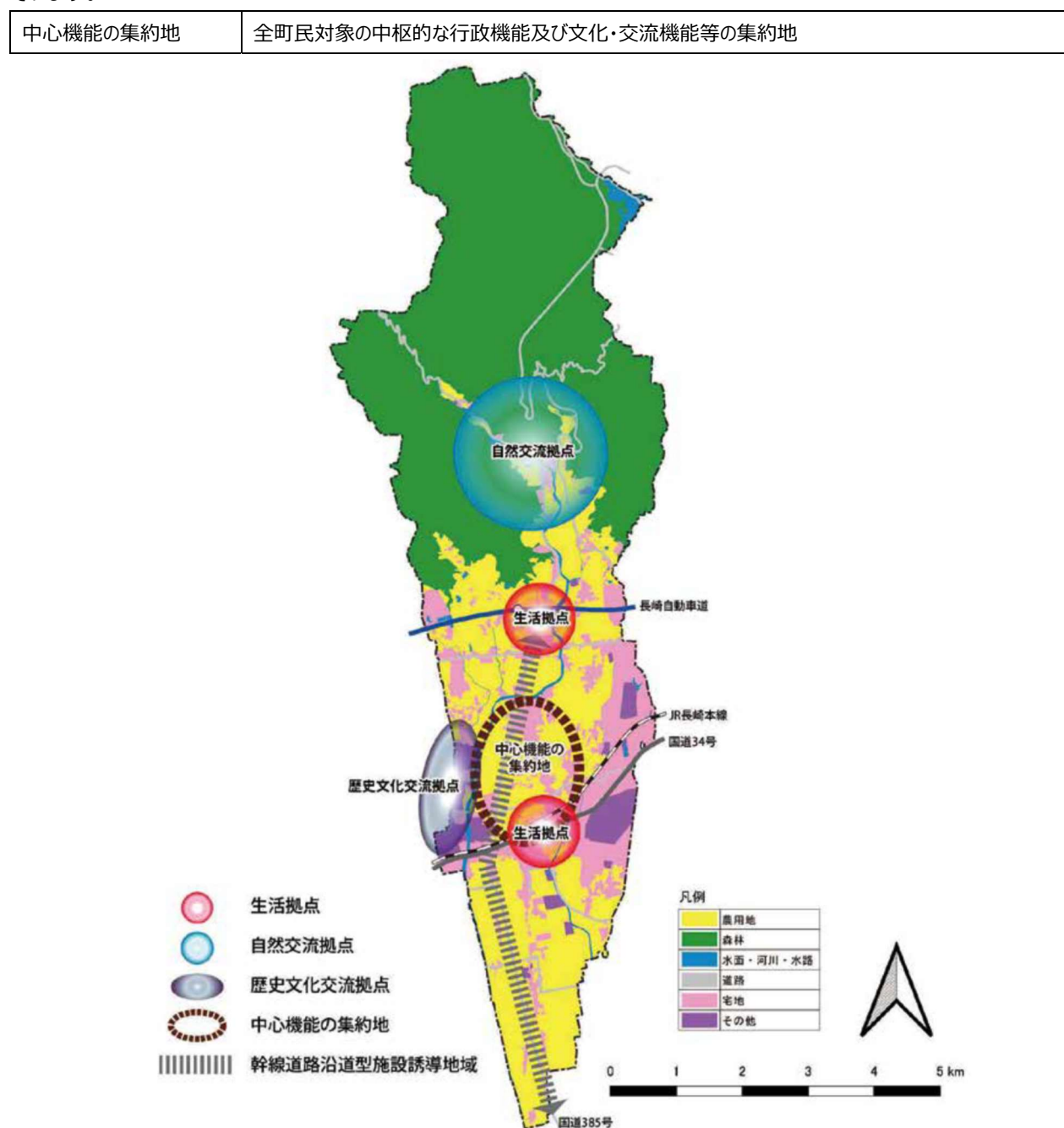
(出典：「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」より引用)

(2) 第2次吉野ヶ里町国土利用計画

(令和2年(2020)3月策定、計画期間2020-2029年度)

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、「佐賀県国土利用計画」を基本とするとともに、地方自治法第2条に基づく「第2次吉野ヶ里町総合計画」に即した、吉野ヶ里町の区域における土地の利用に関し必要な事項を定めるものです。

「第2章 町土地利用に関する基本構想」には、「拠点の充実化による都市構造の再構築」として「さらなる都市の発展のため、統合庁舎の整備や充足していない公共施設等を集約整備することで、公共サービスの効率化、充足化や質を高めることが期待されていることから、中心機能の集約地を2つの生活拠点の間に配置する。」ことを定めています。以下の土地利用構想図は、前述したように「第2次吉野ヶ里町総合計画」の後期基本計画にも明示しています。



▲土地利用構想図（出典：「第2次吉野ヶ里町国土利用計画」）

(3) 吉野ヶ里町公共施設等総合管理計画

(平成 29 年 (2017) 3 月策定、計画期間 2016-2055 年度)

この計画は、平成 26 年 4 月の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を踏まえ、本町が所有する公共施設等（建築物施設は 66 施設）を対象とし、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、町にとって最適な公共施設の在り方とサービスの提供を目指し、公共施設の総合的かつ計画的な維持管理運営について基本的な方針を示すため定めたものです。

総論として、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」では、以下 3 つの「基本的な考え方」に対して、実施の方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築の方針、フォローアップの実施方針を定めています。

施設保有量の適正化に関しては、「新たな建物の需要が生じた場合でも、既存施設の有効活用や機能の複合化など、新たな施設建設を伴わない方法について検討します」と定める一方、「現在建設の検討が行われている水源地域振興事業による施設及び給食センターについては、この限りではない」ことを明記しています。

▼「公共施設等の管理に関する基本的な方針」-「基本的な考え方」

施設の長寿命化	既存施設を少しでも長く大切に利活用するという考え方のもと、これまで行ってきた、壊れてから直すという事後保全型の対応だけではなく、計画的に修繕・改修を行う予防保全による維持管理を行っていきます。
施設保有量の最適化	人口推計や今後の財政予測を踏まえ、将来の世代に負担を先送りすることのない、持続可能な行政運営ができる規模での公共施設等保有量の最適化を図ります。新たな建物の需要が生じた場合でも、既存施設の有効活用や機能の複合化など、新たな施設建設を伴わない方法について検討します。 ただし、現在建設の検討が行われている水源地域振興事業による施設及び給食センターについては、この限りではないものとします。
民間活力の導入	公共施設等の整備、更新、維持管理、運営において、指定管理者制度など公民が連携し PPP※3 の推進や PFI の活用を検討し、民間の活力やノウハウなどを取り入れた効果的・効率的な手法の導入を検討します。

「市民文化系施設」の「施設類型ごとの基本方針」には、吉野ヶ里中央公民館と農村環境改善センター（東脊振公民館）等について、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減を図ることに加えて、「施設の利用状況を検証し、複合的な施設の活用や機能移転、施設の統廃合を含めた検討を行うこと」を定めています。

▼市民文化系施設に関する「施設類型ごとの基本方針」

対象施設	吉野ヶ里中央公民館、農村環境改善センター（東脊振公民館）、吉野ヶ里公園駅コミュニティホール
基本方針	○建物等の定期的な点検により老朽化状況を把握し、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○より多くの町民に利用しやすい施設であるための工夫を行うとともに、維持管理コストの縮減を図ります。 ○施設の利用状況を検証し、複合的な施設の活用や機能移転、施設の統廃合を含めた検討を行います。

「行政系施設」の「施設類型ごとの基本方針」には、三田川庁舎と東脊振庁舎について、施設の長寿命化、スペースの有効な活用と利便性の向上、維持管理コストの縮減、そして町の中心施設としての機能充実を図ることを定めています。

▼市民文化系施設に関する「施設類型ごとの基本方針」

対象施設	三田川庁舎、東脊振庁舎
基本方針	○建物等の定期的な点検により老朽化状況を把握し、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○組織改正等により事務スペースが増減した場合には、効率的な配置や機能の移転集約等により、スペースの有効な活用と利便性の向上を図ります。 ○照明施設の LED 化など省エネ対策に取り組み、維持管理コストの縮減を図ります。 ○行政機能拠点としてはもちろんのこと、住民活動拠点、防災拠点など、町の中心施設としての機能充実を図ります。

(4) 吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画

(令和3年(2021)3月策定、令和5年3月一部改定、計画期間2021-2026年度)

本町では、平成29年3月策定の「吉野ヶ里町公共施設等総合管理計画」に基づきこの計画を策定しました。

この計画は、施設の特徴や状況を考慮した改修内容等の検討を行い、中期計画として策定したものです。計画では以下の22施設を対象としています。築40年以上の主な公共施設として、中央公民館、農村環境改善センター（東脊振公民館）、吉野ヶ里保育園、三田川庁舎、東脊振庁舎が挙げられます。

分類	施設名・建物名	延床面積 (㎡)	建築 年度	構造
学校教育系施設	児童体育館	1,894.69	1976	RC
市民文化系施設	中央公民館	1,561.71	1978	RC
	東脊振公民館・農村環境改善センター	1,515.40	1977	RC
	吉野ヶ里公園駅コミュニティホール	514.17	2000	RC
社会教育系施設	文化財資料室	1,010.32	2006	S
スポーツ・レクリエーション 施設	三田川武道館	990.08	1986	S
	さざんか武道館	1,130.37	1990	S
	町民温水プール	1,113.00	1984	RC
	三田川中央公園野球場 管理棟、内野スタンド	575.13	1990	RC
	東脊振温浴施設ひがしせふり温泉山茶花の湯	2,458.18	2006	S
	さとやま交流館	425.00	2016	W
	吉野ヶ里町文化体育館	5,247.00	2021	RC
産業系施設	東脊振地域産物加工販売施設さざんか千坊館	653.75	2006	RC
子育て支援施設	吉野ヶ里保育園	544.00	1972	RC
	三田川児童館	388.50	2007	RC
保健・福祉施設	三田川健康福祉センター ふれあい館	2,846.88	1993	RC
	東脊振健康福祉センター きらら館	2,228.04	1998	RC
	町民憩いの家	437.10	2001	S
行政系施設	吉野ヶ里町役場三田川庁舎	1,755.03	1962	RC
	吉野ヶ里町役場東脊振庁舎	1,759.59	1972	RC
供給処理施設	リサイクルセンター	542.02	1993	RC
その他施設	吉野ヶ里公園駅舎	385.56	2000	S

※RC:鉄筋コンクリート造 / S:鉄骨造 / W:木造

※東脊振公民館・吉野ヶ里保育園・吉野ヶ里町役場三田川庁舎は複数棟のうち、古い建築年を表示

※築年数範囲は2022年を基準

表 築年別施設数

表示色	築年範囲
	築40年以上
	築30年以上40年未満
	築20年以上30年未満
	築10年以上20年未満
	築10年未満

▲計画の対象施設（出典：「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」）

計画では、計画期間内において、優先的に保全事業を行うべき優先度を設定しています。中央公民館、農村環境改善センター（東脊振公民館）、吉野ヶ里保育園、三田川庁舎、東脊振庁舎、三田川武道館の優先度を高く設定しています。

これら対象施設の中で、ライフサイクルコストの検討を踏まえ、東脊振庁舎は三田川庁舎と統合した新庁舎の建設を推進すること、中央公民館、農村環境改善センター（東脊振公民館）は施設の統廃合及び新庁舎との複合化を検討することを定めています。

対象施設	保全内容	優先度
中央公民館	予防保全に切り替えるための大規模改修が必用	優先度 1
東脊振公民館	予防保全に切り替えるための大規模改修が必用	優先度 1
吉野ヶ里保育園	予防保全に切り替えるための大規模改修が必用	優先度 1
吉野ヶ里町役場三田川庁舎	7 年後に耐用年数を迎えるため、更新を検討	優先度 1
吉野ヶ里町役場東脊振庁舎	予防保全に切り替えるための大規模改修が必用	優先度 1
三田川武道館	計画期間内に屋上防水・外壁改修を計画	優先度 1
温水プール	事後保全型による機能維持保全とし、除却を検討	優先度 2
児童体育館	計画期間内の予防保全事業はない	優先度 5
吉野ヶ里公園駅 コミュニティーホール	計画期間内に屋上防水改修を計画	優先度 5
さざんか武道館	計画期間内に屋上防水・外壁改修を計画	優先度 5
三田川児童館	計画期間内の予防保全事業はない	優先度 5
三田川健康福祉センター (ふれあい館)	給排水設備の更新を計画	優先度 5
東脊振健康福祉センター (きらら館)	計画期間内に屋上防水改修及び空調設備の更新を計画	優先度 5
町民憩いの家	計画期間内の予防保全事業はない	優先度 5
三田川中央公園野球場 (管理棟・内野スタンド)	計画期間内に屋上防水・外壁改修を計画	優先度 6
東脊振地域産物加工販売施設 さざんか千坊館	計画期間内に外壁改修及び空調設備の更新を計画	優先度 6
吉野ヶ里公園駅舎	計画期間内に屋根・外壁及び内装の改修を計画	優先度 6
文化財資料室	計画期間内の予防保全事業はない	優先度 7
東脊振温浴施設 ひがしせふり温泉山茶花の湯	予防保全型の事業を実施(設備等の更新)	優先度 10
リサイクルセンター	計画期間内に屋根防水改修を計画	優先度 12
さとやま交流館	計画期間内の予防保全事業はない	優先度 13
吉野ヶ里町文化体育館	計画期間内の予防保全事業はない	優先度 13

▲保全事業内容（出典：「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」）

(5) 吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想

(令和3年(2021)3月策定)

この計画は、「第2次吉野ヶ里町国土利用計画」や「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」を踏まえ、吉野ヶ里町ならではの中心地のあり方（基本理念）、中心地のコンセプトや構成イメージを定めています。また、導入機能の検討の中には、中心市街地の「導入必須機能」に庁舎、図書館、コミュニティセンター（公民館）、防災施設、「導入を検討していくべき機能」に健康福祉センター、中学校、保育園、防災関連機能と整理するとともに、これら導入機能の連携イメージを描いています。

実現化方策の概略事業スケジュールには、統合庁舎、図書館、コミュニティセンターの整備に向けて検討を始めること、そして防災食育センターについては防衛補助事業の活用を視野に入れながら、次年度以降に必要性や場所、機能についての検討に着手することを定めています。他方、個別施設計画において更新に関する言及をしていなかった健康福祉センター、統合中学校について、次期見直しにおいてスケジュールの検討を行うことを明記しています。

なお、中心地の適地には、複数案の比較評価の結果、国道385号の東側エリアが適していると評価しています。

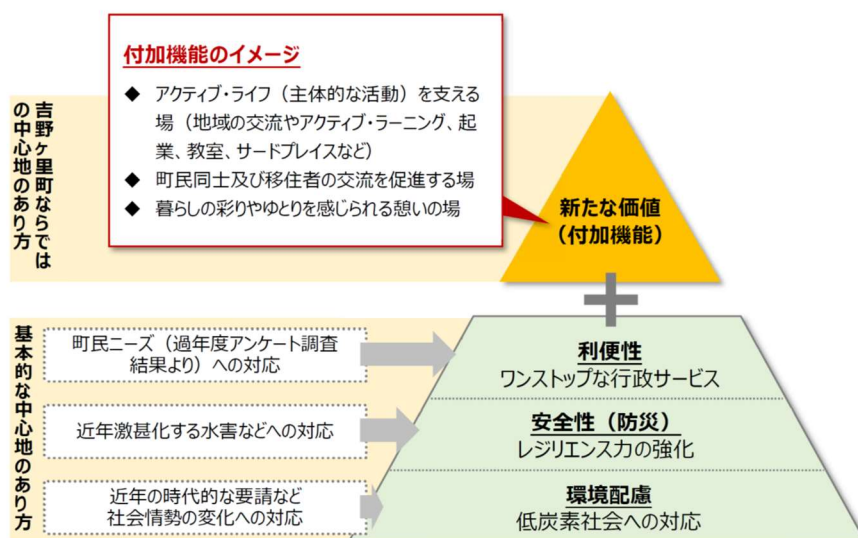
吉野ヶ里町ならではの中心地のあり方（基本理念）

- ① 機能集約の中心（利便性や安全性の追求による住民サービスの向上）
- ② **【新たな価値・付加機能】**町民の主体的な活動を「アクティブ・ライフ」と呼び、庁舎と親和性の高い「学び」「交わり」「憩う」などの受け皿を整え地域の活力向上につなげる
- ③ **【新たな価値・付加機能】**旧2町村合併のシンボル・町民の新たな活動及び心の拠りどころとして、町民（旧住民及び新住民＝移住者）や来訪者が集まり交流が生まれるしかけを構築し、賑わいを創出する

▲中心地のあり方（基本理念）（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」）

本町への定住・移住ニーズを高め、
町民が集い賑わう、活動の中心地

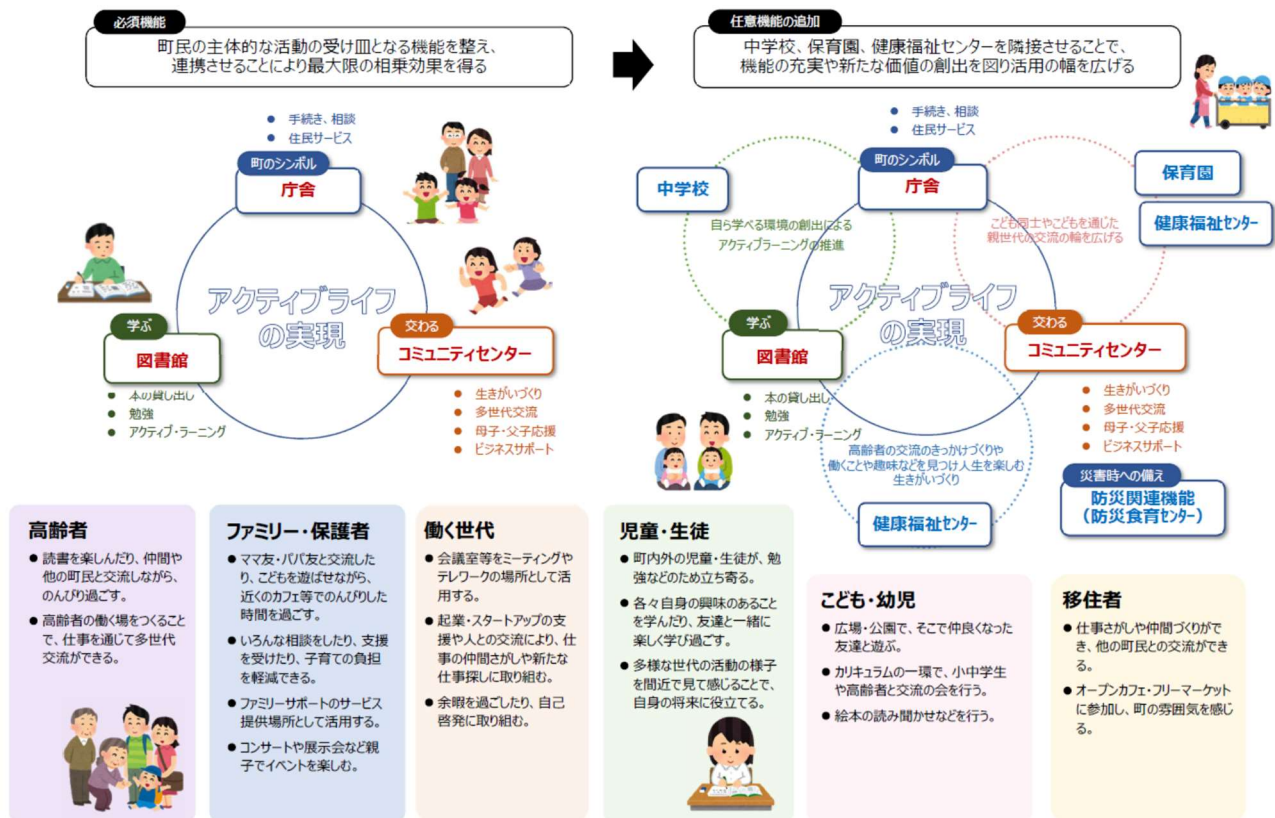
▲中心地のコンセプト（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」）



▲中心地の構成イメージ（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」）

分類	導入機能の整理
導入必須機能	庁舎、図書館、コミュニティセンター（公民館）、防災施設
導入を検討していくべき機能	健康福祉センター、中学校、保育園、防災関連機能

▲中心地に求められる導入機能の検討（参考：「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」）



▲中心地に求められる導入機能の連携イメージ（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」）



▲中心地適地の具体的検討エリア（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」）

(6) 吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画

(令和4年(2022)3月策定)

この計画は、「第2次吉野ヶ里町総合計画」や「第2次吉野ヶ里町国土利用計画」、「吉野ヶ里町公共施設等総合管理計画」、「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」、「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」等を踏まえ、中心地に先駆けて整備する予定である統合庁舎、図書館、コミュニティセンターについて、導入機能・規模などの施設計画及び建設する候補地に関して検討を行ったものです。

計画の中には、新たに建設する「統合庁舎・図書館・コミュニティセンター」が、これから形成される中心地で果たすべき役割を明確にするため、基本理念や基本方針を設定するとともに、導入機能や諸室を整理し、施設の配置計画等を行っています。

交わり・学び・憩う 人とまちの活力創出拠点

- ◇ まちの行政の中核機関であり防災拠点である庁舎と、図書館・コミュニティセンターが一緒にあることで、中心地の中でも全ての施設と機能連携や人の往来を生み出す、まちのシンボル施設となることを目指します
- ◇ 従来の庁舎や図書館、コミュニティセンターの機能に捉われず、「町民が立ち寄りたくなる場所を創ること」「町民が各々居心地のよい時間を過ごせる空間を提供すること」を目指して、町民に開かれた、自由に使える集まれる場所とします

▲統合庁舎・図書館・コミュニティセンターの基本理念

(出典：「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」)

基本方針1：町民の知りたい・やってみたいができる場所

- (1) 住民の主体的な活動やチャレンジを支える場所
- (2) 働き方や学び方の多様性に対応できる場所
- (3) 効率的に知識の習得ができる場所

基本方針2：町民の暮らしを彩り、憩いを与える場所

- (1) 町民が娯楽や趣味を楽しみ自身の時間を過ごす場所
- (2) 飲食などを楽しみ日常生活を彩る機能の強化
- (3) 多世代が自然を感じながら楽しめる場所

基本方針3：常に賑わい人が集まる町民の心の拠り所

- (1) ここに行けば誰かに会える、仲間ができる場所(1)
- (2) 誰もがいつでもイベントを開催できる場所

基本方針4：利便性高く、誰もが使いやすい場所

- (1) 集約化による利便性の向上
- (2) 様々な活動で自由に使える会議室・多目的室
- (3) 誰もが情報検索できる場所
- (4) 親子で楽しく利用しやすい場所

基本方針5：町民の安全・安心な生活を支える場所

- (1) 防災拠点としての機能強化
- (2) 避難所としての充実した設備
- (3) 災害時のライフラインの確保

基本方針6：人や地球に優しく、持続可能な場所

- (1) ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れた人に優しい空間
- (2) 省エネルギー化を前提とした環境性能の高い施設
- (3) 保健・子育て支援機能の一部移転

基本方針7：サービスの効率性・効果を追求した無駄のない施設

- (1) 空間の多目的利用や効率的な配置計画によるコストの削減
- (2) 町民のニーズへの効果的、効率的な対応

▲基本方針と導入機能の整理（一部抜粋）（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」）

(7) 吉野ヶ里町地域防災計画

(令和4年(2022)9月改定)

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、吉野ヶ里町防災会議が作成する計画です。町の地域に係る防災に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱などを定めており、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。令和4年9月、災害対策基本法の改正や防災基本計画などの内容等を踏まえた見直しを行いました。

計画の「第2章 災害予防対策計画」-「第1節安全・安心な町土づくり」-「第2項公共施設、交通施設等の整備」には、公民館等の施設については、設計時において指定避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等整備し、指定避難所としての機能を向上させることを定めています。

1 公共施設等

町、国、県、県警察、消防機関は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

また、公共施設の駐車場や学校のグラウンドなどを活用した雨水貯留機能の強化に努める。

なお、指定避難所となる学校・公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく公立公民館を指す。以下同じ）等の施設については、設計時において指定避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等整備し、指定避難所としての機能を向上させる。

計画の「第2章 災害予防対策計画」-「第2節災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進」-「第2項防災活動体制の整備」には、「3町の防災拠点施設の整備」と「4コミュニティ防災拠点の整備」等を位置づけています。

3 町の防災拠点施設の整備

町は、風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

「主な機能」

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能

4 コミュニティ防災拠点の整備

町は、住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

「主な機能」

- 指定避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- 指定緊急避難場所としての広場
- 情報通信機器

風水害対策、地震災害対策に関して、避難の長期化対策や指定避難所へ収容する者の範囲も定めています。

4 コミュニティ防災拠点の整備

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

指定避難所へ収容する者の範囲

- ア住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ現地に災害を受け速やかに避難しなければならない者
- ウ災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(8) 吉野ヶ里町給食センター建設検討委員会提言報告書

この報告書は、平成 27 年に町内で相次いで発生した給食への異物混入事故等、佐賀県内で唯一学校給食調理施設自体を所有していないことなどを背景として、平成 30 年に町議会議員や教育委員、学識経験者等の委員により構成される「吉野ヶ里町給食センター建設検討委員会」が給食センター建設の基本的な方向性についてとりまとめた提言報告書です。

学校給食施設の整備に関して下記の基本理念が示されています。

【基本理念】

- 安全・安心で栄養バランスを考慮した、おいしい給食の提供をめざす。
- 安全衛生管理の強化を図り、作業効率の高い施設の整備をめざす。
- 食育に関する教育施設をめざす。

基本理念に基づき、学校給食施設の整備方式として、給食を学校内で調理・提供する「自校方式」、自校方式の調理場で調理された給食を自校以外へ配送する「親子方式」、給食センター等で調理して複数の学校に配送する「センター方式」の 3 つについて、整備費や維持管理費などの比較検討を行っています。

検討の結果、「自校方式」や「親子方式」での整備は、用地の確保の面で大変難しい状況であり、初期投資や運営経費を含めた長期的経費の面でも最も有意である「学校給食センター」を設置することが望ましいと結論づけるとともに、あとがきにおいて、他の公共施設の整備計画との整合を図る中で、できるだけ早期の整備を望む旨が示されています。

また、報告書では「学校給食センター」の整備を前提とした施設内容の基本的な考え方を示しています。

【用地選定の条件】

(1) 配送条件

- ・町内全ての小中学校において、調理後 2 時間以内に喫食できる距離とする。
- ・配送車や食材運搬車の出入りに適した幅員を有する道路への接道がある用地とする。

(2) 法的条件

- ・建築基準法では工場に区分される施設であり、原則として用途地域が工業地域または準工業地域の用地を選定する。

(3) 敷地形状・規模

- ・食材搬入から配送回収までの動線が基本となるため、長方形の成型の敷地が望ましい。
- ・1,700 食を提供する場合、建築面積は 1,500 m²程度、敷地面積は概ね 5,000 m²程度が必要である。

(4) インフラ条件

- ・電気、ガス、水道、下水等のインフラ条件が整っている立地が望ましい。

(5) 環境条件

- ・車両の出入り、臭気、騒音等が発生するおそれがある施設であり、周辺環境に配慮した敷地選定が必要である。

3. 関連施設等の概要

中心地に導入すべき機能の整備に向けて、町内の関連施設の概要を紹介します。

(1) 中央公民館及び農村環境改善センター（東脊振公民館）

中央公民館及び農村環境改善センター（東脊振公民館）は、両公民館とも築年数が 40 年以上経過しており老朽化が進んでいます。統合庁舎建設と併せて施設の複合化を検討するとされています。

▼公民館（中央公民館、東脊振公民館）の概要

（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」）

建物名	中央公民館	農村環境改善センター（東脊振公民館）	
		生活研修棟	多目的ホール
築年数（R3.4 時点）	42 年	43 年	44 年
敷地面積	3,183.7 m ²	3,548.7 m ²	
延べ面積	1,561.7 m ²	758.2 m ²	757.2 m ²
建築面積	1,051.6 m ²	1,143.8 m ²	
階層	地上 2 階	地上 2 階	地上 2 階
構造	RC	RC	RC
職員数（R3.4 時点）	18 人	6 人	

▼中央公民館の諸室構成（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」）

機能分類	面積(m ²)	備考
事務所・窓口	110.17	事務室、印刷室、機械室、宿直室等含む
特定目的活動室	213.35	特定の目的で使用する部屋（映写室、実習室など）
多目的活動室	315.46	多目的に使用できる部屋（和室、講堂など）
エントランス・待合スペース	153.70	
図書室	46.93	
会議室	26.87	
廊下・階段等	615.60	
トイレ	79.63	
合計	1,561.71	

▼農村環境改善センター（東脊振公民館）の諸室構成

（出典：「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」）

機能分類	面積(m ²)	備考
事務所・窓口	142.73	事務室、印刷室、機械室、宿直室等含む
特定目的活動室	107.70	特定の目的で使用する部屋（調理室など）
多目的活動室	567.55	多目的に使用できる部屋（研修室、和室など）
エントランス・待合スペース	40.70	
ギャラリー	404.68	
図書室	40.19	
会議室	82.24	
廊下・階段等	87.99	
トイレ	41.63	
合計	1,515.41	

▼公民館の利用人数（町資料）

	中央公民館	農村環境改善センター （東脊振公民館）
利用人数	12,173 人（R2 年度）	9,391 人（R2 年度）
	16,985 人（R5 年度）	9,563 人（R5 年度）

▼図書室の概要（参考：「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」）

項目	中央公民館図書室	農村環境改善センター （東脊振公民館）図書室
図書収容能力	8,000 冊	6,000 冊
座席数	10 席	12 席
職員数	非常勤・臨時職員 1 人	兼任職員 1 人
蔵書冊数	8,145 冊（うち開架 7,701 冊）	9,182 冊（うち開架 9,182 冊）
年間受入図書冊数	263 冊 （うち購入数 175 冊寄贈数 88 冊）	186 冊 （うち購入数 144 冊寄贈数 42 冊）
年間受入雑誌・新聞種数	雑誌 2 種	雑誌 3 種、新聞 2 種
来館者数（令和 2 年度）	1,612 人	1,134 人
登録者	1,846 人（うち令和 2 年度新規登録者：92 人）	
貸出計（令和 2 年度）	個人貸出 4,385 点	個人貸出 2,778 点
	団体貸出 71 点	団体貸出 411 点
図書館等との相互貸借	借受数 397 点	借受数 96 点
	貸出数 0 点	貸出数 0 点

類 型	市民文化系施設	建 築 物 名 称	中央公民館
所 在 地	吉野ヶ里町吉田 307 番地		
評 価	D	建 築 年 度	1978
構 造	鉄筋コンクリート	延 床 面 積 m ²	1,561.71

表 仕 上 げ

主な 外部仕上	屋根	コンクリートコテ押工、アスファルト防水
	外壁	アルミ型枠打放ノ上 AMP 吹付
主な 内部仕上	床	磁器タイル、カーペット
	壁	クロス貼り、モルタル金ゴテ
	天井	石膏ボード

【調査所見】

築 44 年の鉄筋コンクリート造りの市民文化系施設です。
 屋上はアスファルト防水の表面劣化が見られ、シーリングのひび割れなどが見られます。
 塔屋に爆裂やモルタルの崩落があります。
 外壁に、ひび割れ・塗装の膨れ・錆汁が多数見られます。
 内部は、壁・床のひび割れや、講堂・2 階展示室・階段に雨漏り跡が見られます。

【全景】



▲中央公民館の概要（出典：「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」）

類 型	市民文化系施設	建 築 物 名 称	東脊振公民館 農村環境改善センター
所 在 地	吉野ヶ里町三津 777 番地		
評 価	D	建 築 年 度	1977・1978
構 造	鉄筋コンクリート	延 床 面 積 m ²	1,515.40

表 仕 上 げ

主な 外部仕上	屋根	改質アスファルト防水/ウレタン系塗膜防水、シート防水/アスファルト 露出防水
	外壁	複層塗材 E 上塗り水系塗材、アクリル系タイル吹付
主な 内部仕上	床	塩ビタイル貼り、ナラフローリング
	壁	ゾラコート吹付、モルタル刷毛引アクリルリシン吹付
	天井	石膏ボード、着色ヒル石美装吹付

【調査所見】

生活研修棟(築 44 年)と多目的ホール(築 45 年)の市民文化系施設です。

生活研修棟は、屋上の防水シートの経年劣化が見られます。外壁は、西側に塗装の膨れや劣化が見られ、白華が起こっている箇所もあります。内部は廊下の壁や床にひび割れが見られ、2階の「ほうゆう」では雨漏りが起きています。

多目的ホールの屋上は比較的良好な状態だと思われます。外壁は、ひび割れや塗装の劣化が見られます。内部はギャラリーの床にひび割れが見られます。

【全景】



▲農村環境改善センター（東脊振公民館）の概要（出典：「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」）

(2) 統合庁舎

本町では、財源計画や詳細な事業スケジュールを検討する中で、令和 9 年に耐用年数の満了を迎える三田川庁舎の建て替えを喫緊の課題とし、その財源として合併特例債を活用することにしました。

スケジュールの短縮化、財政負担の平準化を考慮し、「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」において位置付けた、中心地の形成に向け導入すべき必須機能のうち、三田川及び東脊振庁舎を統合した新庁舎の整備を先行し進めています。

建設予定地は、「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」で選定した候補地エリアに隣接する「三田川北部共同乾燥調製施設跡地」に最終決定し、令和 8 年度中の開業を目指しています。

なお、基本設計では、「町長室、副町長室、災害対策室を集約配置し、災害時に迅速に災害対策本部へと機能転換可能な計画」とする方向で進めています。

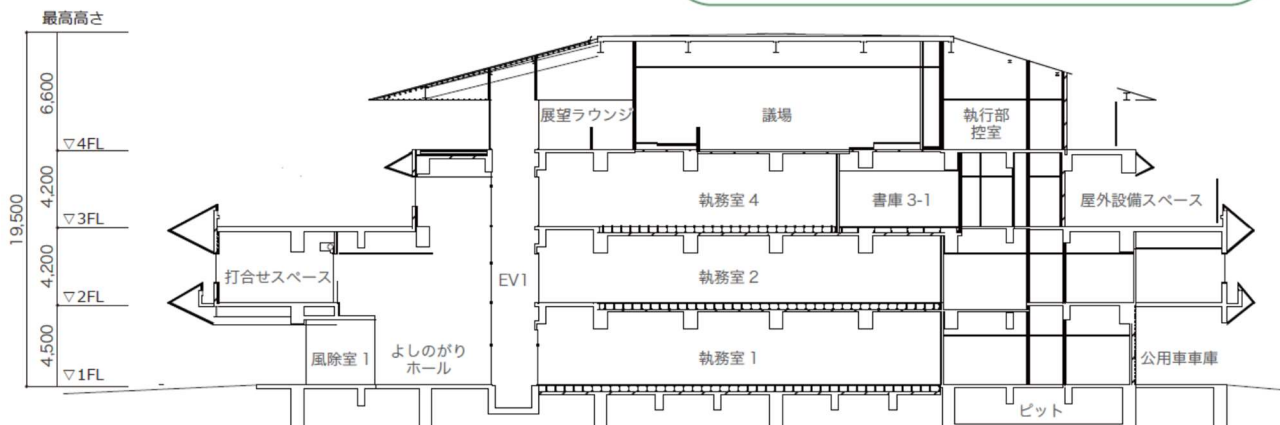


▲統合庁舎完成イメージパース（出典：町資料）

2F

防災拠点エリアを集約した執務エリア

- ・専門性の高い税務課/会計課/財政協働課/企画調整課/まち未来課/商工観光課/総務課を配置します。
- ・町長室、副町長室、災害対策室を集約配置し、災害時に迅速に災害対策本部へと機能転換可能な計画とします。
- ・水害対策として、サーバー室、発電機室を上階に配置します。



▲統合庁舎の構成と防災拠点としての整備の方向（出典：町資料）

[敷地]		
所在地	住居表示	
	地名地番	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1261-2,1262-2,1278-3,1278-4 (拡張予定地) 庁舎用駐車場予定
地目	宅地	(拡張予定地：田)
敷地面積	3,701.71㎡	(拡張予定地：5,770.92㎡)
用途地域	都市計画区域内	非線引都市計画区域 用途白地地域
防火地域	指定なし	
その他の地域地区	なし	
建蔽率	60%	
容積率	200%	
道路	東側：町道 鳥ノ隈線 (幅員5.5m)	
	南側：県道 吉野ヶ里公園線 (幅員18.0m)	
日影規制	該当する	
騒音規制	第2種区域 (昼間：60dB以下、朝・夕：50dB以下、夜間：50dB以下)	

建築面積		1,990 ㎡
延床面積		5,544 ㎡
各階床面積	4 階	1,036 ㎡
	3 階	1,115 ㎡
	2 階	1,721 ㎡
	1 階	1,672 ㎡
	合計	5,544 ㎡
構造 / 階数		RC 造 一部 S 造 / 地上 4 階
最高高さ		19.5m
耐震安全性の分類※1		構造体：Ⅱ 類、建築非構造部材：A 類、建築設備：甲類
耐風性能の分類※2		構造体：Ⅱ 類、建築非構造部材：Ⅱ 類、建築設備：Ⅱ 類
駐車台数		39 台（車椅子用駐車場 1 台・パーキングパーミット 1 台含む）
駐輪台数		5 台

※ 1：耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 令和3年版」に準拠します。

※ 2：耐風性能の分類は「官庁施設の基本的性能基準 令和2年版」に準拠します。

▲統合庁舎の概要 (出典：町資料)

類 型	行政系施設	建 築 物 名 称	吉野ヶ里町役場 三田川庁舎
所 在 地	吉野ヶ里町吉田 321-2		
評 価	D	建 築 年 度	1962・1982
構 造	鉄筋コンクリート	延 床 面 積 m ²	1,755.03

表 仕上げ

主な 外部仕上	屋根	露出防水
	外壁	吹付タイル（一部ホーロー鉄板）
主な 内部仕上	床	塩ビ系タイル
	壁	クロス
	天井	石膏ボード

【調査所見】

新築部と増築部で構築されている鉄筋コンクリート造りの行政系施設です。

新築部(築 60 年)は、屋上の防水シートの劣化がかなり進行しています。外壁はひび割れと塗装の剥離が多数見られます。内部は、1 階の当直室と 2 階の第 2 会議室と議会待合室の天井に雨漏り跡があります。

増築部(築 40 年)も屋上の防水シートの劣化がしており、1 箇所破れて捲れ上がっており、笠木のひび割れも全体に見られます。外壁は小さなひび割れが全体に見られ、塗装も全体的に劣化が見られます。内部では 1 階の廊下に水が染みている箇所があります。

【全景】



▲三田川庁舎の概要（出典：「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」）

類	型	行政系施設	建築物名称	吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎
所在地	吉野ヶ里町三津 777			
評価	価	D	建築年度	1972・1991
構造	造	鉄筋コンクリート	延床面積㎡	1759.59

表 仕上げ

主な外部仕上	屋根	塗膜防水
	外壁	吹付塗装
主な内部仕上	床	長尺塩ビシート
	壁	ボーダータイル貼り、ビニールクロス
	天井	ロックウール吸音板、化粧石膏ボード

【調査所見】

築 50 年の鉄筋コンクリート造りの行政系施設です。
 屋上は防水塗装の膨れが見受けられます。防御柵の補修跡が気になります。
 外壁はひび割れ・塗装の剥離・爆裂が多数見られ、早急な対応が望まれます。
 内部は、1 階の事務室の床タイルが多数割れています。また、事務室の天井の雨漏りも数か所あります。壁・床のひび割れも多数見られます。

【全景】



▲東脊振庁舎の概要（出典：「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」）

(3) 旧東脊振学童施設

農村環境改善センター（東脊振公民館）の南側に位置する施設で、現在は災害備蓄倉庫として活用されています。当初から備蓄倉庫として整備された施設ではないため、玄関の構造上、効率的な搬入搬出が容易ではないなどの課題があります。

また、幅員の広い道路や大規模な駐車場等に面していないため、大規模な災害が発生した場合には支援物資を各避難所まで輸送する地域内輸送拠点には適していません。

類	型	その他施設	建 築 物 名 称	旧東脊振学童施設
所	在	地	吉野ヶ里町三津777番地	
評	価	-	建 築 年 度	-
構	造	鉄筋コンクリート	延 床 面 積	約 160 m ²

【外観】



【内部】



▲旧東脊振学童施設の概要

(4) 文化体育館

文化体育館は町民のスポーツ・文化の振興を図り、新たな地域交流を創出することを目的に令和 3 年に整備された施設です。文化サークルや文化講演会などの文化活動や災害時避難拠点としても活用可能です。

▼中央公民館の諸室構成（出典：町資料）

機能分類	面積(m ²)	備考
アリーナ	1,528.35	44m×34m
トレーニングルーム	121.36	
多目的室	78.89	
事務室等	170.27	医務室、応接室、役員室、控室含む
トイレ、更衣室	368.69	
ステージ	183.25	
観覧席	310.1	
放送室	21.26	
器具室	192.00	
機械室	141.57	
エレベーター	25.26	
スポーツラウンジ	17.21	
キッズコーナー	22.25	
授乳室	7.56	
コミュニティルーム	160.04	
クールダウンラウンジ	38.55	
廊下等	1,856.87	倉庫、階段、ホール等含む
合計	5,247.00	

類 型	スポーツ レクリエーション施設	建 築 物 名 称	吉野ヶ里町文化体育館
所 在 地	吉野ヶ里町石動 2736 番地		
評 価	A	建 築 年 度	2021
構 造	鉄筋コンクリート	延 床 面 積 m ²	5,247.00

表 仕 上 げ

主な 外部仕上	屋根	コンクリート直均し+アスファルト防水等（アスファルト露出断熱防水）
	外壁	コンクリート打放しの上複層塗材 E、ECP 板、カラーガルバリウム鋼板
主な 内部仕上	床	磁器質床タイル、ビニル床シート、フローリング、タイルカーペット等
	壁	エマルジョンペイント、ビニルクロス、木製音響調整板 CL 等
	天井	岩綿吸音板、化粧石膏ボード、ビニルクロス、耐火野地板等

【調査所見】

令和 3 年に新設された鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造）の文化体育館です。ハンドボールやバレーボールコート、ランニングコース、そして音響設備や照明演出を備えた最大 1,400 人を収容するステージなど充実した設備を提供しています。

【全景】



▲文化体育館の概要（出典：「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」）

4. 整備課題の整理

本町の概要や上位関連計画等を踏まえ、「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」で位置づけた中心地に導入すべき機能について、防災の面から見た整備に向けた課題を整理します。

(1) 避難所機能の充実

本町は、19 の施設が指定避難所に位置付けられていますが、施設や設備が老朽化した施設も多く、災害対策基本法に定められる良好な居住性の確保が十分とは言えません。

また、指定避難所のうち、中央公民館と農村環境改善センター（東脊振公民館）については、築年数が40年以上経過しており老朽化が進んでいることから、「吉野ヶ里町公共施設等総合管理計画」において施設の統廃合を検討することとされており、新たな避難所が整備されなければ、両施設の想定収容人数分の避難所が不足します。

→中心地に導入すべき機能として、良好な居住性が確保できる避難所機能が必要であると考えます。また、避難所の規模としては、統廃合される既存の避難所の想定収容人数を最低限として確保する必要があります。

(2) 平時の利活用との両立

防災施設については、災害時にその機能を最大限発揮することが期待されるものですが、平時の利活用を想定した機能を付加しないと無駄な公共投資になる可能性があります。防災施設を整備する際には平時にも町民に利活用してもらえるような配慮が必要です。また、災害時の町民等の被害を最小限にするためには、防災施設を整備するだけでは不十分です。町民一人一人の防災意識を高めることは重要ですが、本町には防災について学べる施設などありません。

→災害時と平時の垣根を取りはらい、機能の両立を図る「フェーズフリー」の概念を取り入れ、災害時には避難所や避難生活をサポートする機能として、平時には「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」で挙げられた中心市街地に導入すべき機能である図書館、コミュニティセンター（公民館）として町民に親しまれる施設を検討する必要があります。加えて、平時においても防災について学んだり、防災訓練等で活用するなど防災意識の向上に資する活用方法を検討する必要があります。

(3) 災害時の食事や物資の確保

「吉野ヶ里町給食センター建設検討委員会提言報告書」では、給食センターの整備が提言されています。また、「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」の中に「導入を検討していくべき機能」-「防災関連機能（防災食育センター）」と記載し、「防衛補助事業の活用を視野に入れながら、次年度以降に必要性や場所、機能についての検討に着手する」ことを定めています。

併せて、本町には、災害用の備蓄を前提とした施設がなく、大規模な災害時には荷捌き等が困難になる可能性があります。さらに、災害時の司令塔となる統合庁舎周辺に救援支援のための車両や支援物資を受け入れるための場所、ヘリポートなども未整備です。

→災害時に応急の給食や物資を小・中学校を含む避難所等に供給する施設が町内に無く、小・中学校の普段の給食は民間委託に頼る本町において、平時には小・中学校の給食センターとして機能し、災害時には避難所に食事を供給する機能の整備が必要であると考えます。また、荷捌き等に配慮した備蓄倉庫の確保や、支援物資の配布や自衛隊、消防、警察等の救援支援を行うための諸室、広場空間の確保も必要です。あわせて、広場空間では災害時の活用を想定した防災井戸、マンホールトイレ等の災害用設備の充実も重要です。

第2章 整備の基本方針

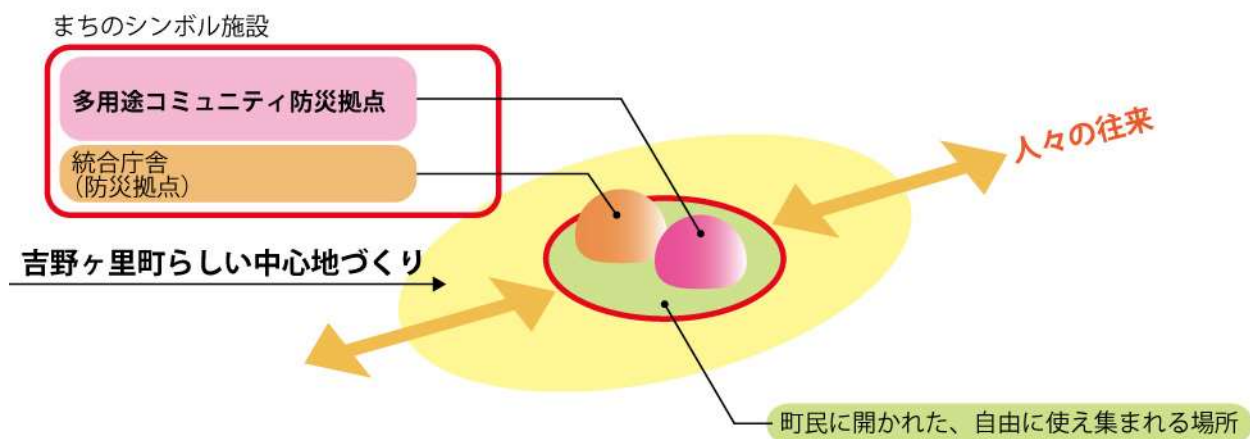
1. 整備の目指す方向

前述した整備課題を踏まえると、中心地に導入すべき機能としては、平時の賑わいづくりだけではなく、災害時における避難所等としても活用可能な防災機能が求められています。

本計画では、「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」の基本理念である「交わり・学び・憩う 人とまちの活力創出拠点」や基本方針との整合を図りつつ、発災時や復興時に指定避難場所として機能し、平時にはコミュニティセンター等として機能する多用途コミュニティ防災拠点の整備を目指し、以下を整備の目指す方向として定めます。

交わり・学び・憩う 多用途コミュニティ防災拠点

- ◇ 発災時や復興時には避難所・避難場所、避難生活のサポート、炊き出し、防災倉庫といった役割を担い、平時には図書スペースを併設したコミュニティセンター（公民館）としての役割と学校給食を提供する役割を担う拠点の整備を目指します。
- ◇ まちの行政の中核機関であり防災拠点として災害対策本部が設置される庁舎と、多用途コミュニティ防災拠点が隣接することで、災害時における機能連携や防災力の強化、平時における賑わいや人々の往来を生み出すまちのシンボル施設となることを目指します。
- ◇ 従来の役割に捉われず、「町民が立ち寄りたくなる場所を創ること」「町民が各々居心地のよい時間を過ごせる空間を提供すること」を目指して、町民に開かれた、自由に使える集まれる場所とすることを目指します。



▲多用途コミュニティ防災拠点の目指す方向（概念図）

2. 導入機能

「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」に定めた導入機能に加え、防災の観点から多用途コミュニティ防災拠点に必要な導入機能を以下に整理します。

【避難所機能】

台風や地震などで実際に災害が発生した場合、又は災害発生のおそれがあると判断した場合には、避難場所として、町民に対し避難情報等の発令を行います。また、台風接近時や豪雨などで町民が自主避難を行う場所としても開放します。

災害の危険があり避難した町民等が災害の危険がなくなるまで必要期間滞在し、または災害によって自宅に戻れなくなった町民等が一時的に滞在する避難所としてふさわしい整備に取り組みます。

平時においては、コミュニティセンター（公民館）としての役割を担うことを想定します。

【避難生活サポート機能】

災害時、避難してきた町民等のストレス軽減等が図られる場や防災生活の質の向上に資する知識等が得られる場となる図書スペースを整備します。

平時には、子育て世代から高齢者まで多くの町民に親しまれる図書スペースの役割を担うほか、防災意識の向上につながる書籍を揃えた防災コーナーの整備も想定します。

【防災倉庫機能】

災害時、避難所等に災害物資等を供給する防災倉庫として整備します。

平時には、防災訓練や防災教育の場として公開することを想定します。

【炊き出し機能】

災害時、避難所等に食事を供給する施設として整備します。

平時には、小・中学校の給食センターとして機能する防災食育センターとしての役割を担うことを想定します。ただし、給食センターの整備については施設の特性上、避難所機能や避難生活サポート機能との複合化が困難なことも想定されるため、分棟化や炊き出しが可能な調理スペースとして避難所機能に併設するような整備も併せて検討します。

【防災広場機能】

災害時、近隣住民の一時避難や自衛隊等の自衛隊、消防、警察等の救援支援のための車両スペース、支援物資の集積・配布拠点、ヘリポート等として活用できる防災広場を整備します。防災広場には、水道や電気などインフラが寸断された場合を想定し、防災井戸、マンホールトイレ等の災害用設備の整備も図ります。

平時には、コミュニティセンター（公民館）等と連携して活用可能な公園の役割を担うことを想定します。また、災害用設備を実際に使用する防災訓練や防災イベントとしての活用も想定します。

第3章 施設計画

1. 想定される諸室

「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」に定めた諸室の整理に加え、多用途コミュニティ防災拠点の導入機能を踏まえた想定される諸室例と利用イメージ等を設定します。

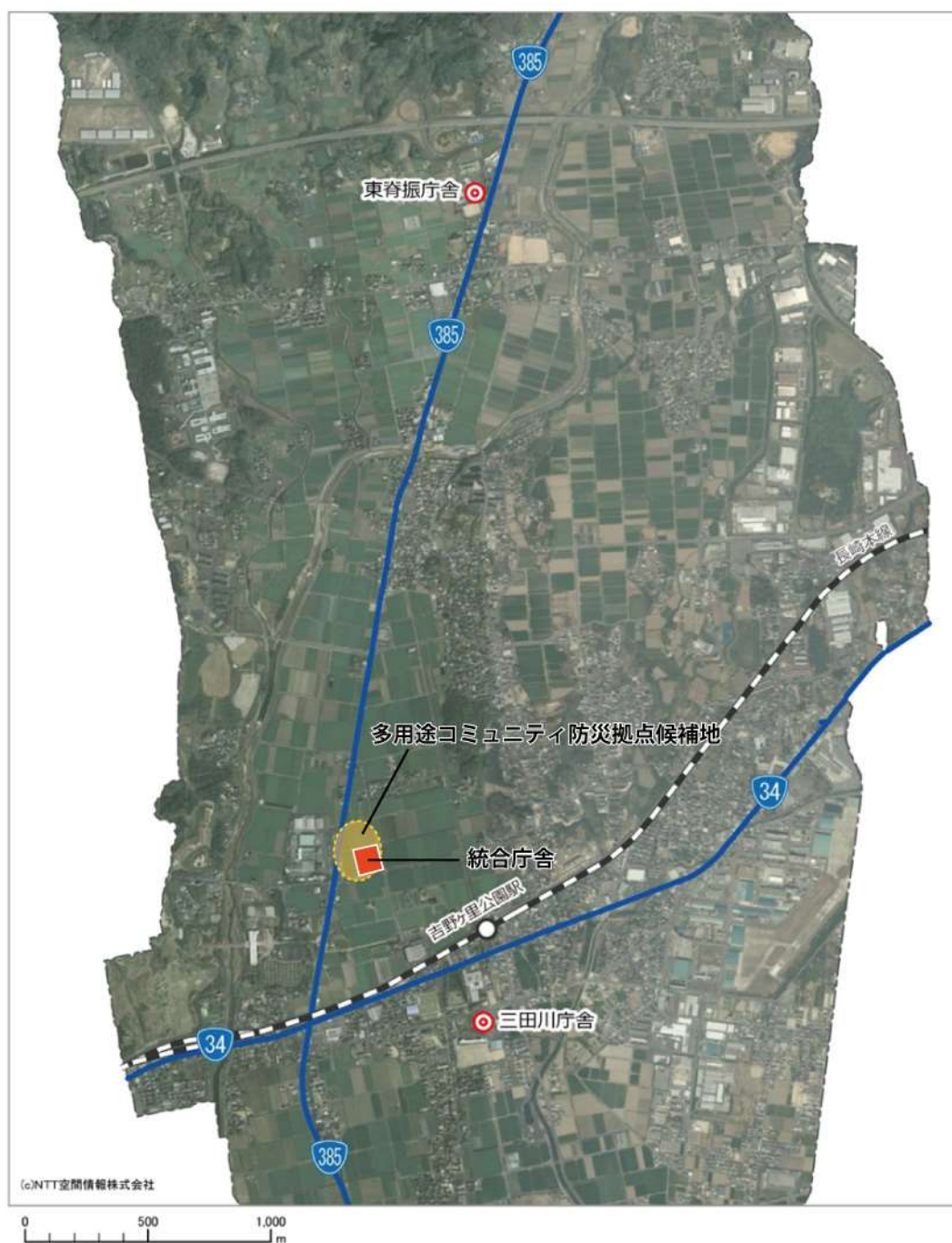
▼多用途コミュニティ防災拠点として、導入機能を踏まえた想定される諸室の整理

分類	諸室例	利用イメージ等	
【避難場所機能】、 【避難所機能】	事務所・窓口	・被災者、ボランティアの受入、相談窓口	発災時・避難時
		・施設の使用申請や市民活動のサポートが受けられる ・イベントやサークル活動の紹介、活動の支援ができる窓口 ・図書スペースの事務所と連携がとりやすい配置	平時
	エントランスホール・待合スペース	・被災者、災害ボランティアの一時待機スペース	発災時・避難時
		・町内や地域の情報の発信の場として活用	平時
	ギャラリー	・避難生活等に関する情報の掲示	発災時・避難時
		・自衛隊の災害派遣活動等の展示 ・教室やサークルなど、コミュニティセンターにおける活動の成果の展示を行う	平時
	会議室	・発災時・避難時のニーズに合わせ多目的に利用できる部屋	発災時・避難時
		・テレワークやWEB 会議にも対応できる、ネット環境や防音設備、映像・音声機器が整った会議室 ・会議室にシンクを設置するなど機能的で活動の汎用性の高い部屋とする	平時
	多目的活動室	・ボランティア活動を支援する人のためのスペース ・可動式の間仕切りやパーティションの設置等により災害時の避難所として活用 ・避難者の健康診断、治療などを実施	発災時・避難時
		・可動式の間仕切りやパーティションの設置等により多用途に利用（※防災食育を含む） ・子どもの健診や健康相談など、きらら館より一部移転した事業を実施	平時
	ホール	・可動席を収納することで災害時の避難場所として活用	発災時・避難時
		・可動席とすることで町内の既存施設との差別化を図る ・講演会や発表会などの場として活用	平時
	キッズスペース 授乳室	・乳幼児と一緒に訪れた人が安心して授乳できる ・避難時においても子どもの遊び場として活用できる	災時・避難時／平時
	トイレ	・簡易ベッド（ベビーベッド）やオストメイト用の設備、フィッティングボードや荷物置きなど、多様な人が利用しやすいように配慮	発災時・避難時／平時
	廊下・階段・エレベーター等	・子どもから高齢者まで利用しやすい2 段の手すりの設置や、安全性に配慮された段差の高さの階段とする、車いす対応のエレベーターを設置	発災時・避難時／平時
	レファレンスカウンター	・避難者、避難生活に応じて資料を提示、紹介する	発災時・避難時
		・知りたい情報に応じて資料を提示、紹介をすることで、地域の図書館との相互貸借などの手続きを行う	平時
	本紹介コーナー	・展示や独自の展示企画などを実施し利用者のストレス軽減ややる気を後押しする	発災時・避難時
		・開催されている講座/教室に関するものの展示や独自の展示企画などを実施し利用者のやってみたいを後押しする	平時
【避難生活 サポート機能】	開架図書（一般図書、子ども図書等）	・書棚を可動させることで災害時の避難場所として活用 ・一部は避難生活においても読書の機会が確保できるようなスペースとして活用	発災時・避難時
		・幅広い年代のニーズに考慮し、町民が読みたくなる図書や話題の本を配置 ・防災関連の書籍を集めた防災コーナーを設置することで、平時から町民の防災意識を高めることができる	平時
	視聴スペース	・避難生活において、動画コンテンツなどを楽しめる画面やプロジェクターを設置、デジタルデバイスを貸出	発災時・避難時
		・動画コンテンツなどを楽しめる画面やプロジェクターを設置、デジタルデバイスを貸出 ・平時においても防災関連の動画コンテンツにより防災に関して学ぶことができる	平時
	自習室	・避難生活において、学生が本を用いて調べ物をしたり、自習したりできる	発災時・避難時
		・学生が本を用いて調べ物をしたり、試験前などに自習したりできる	平時
	事務所	・図書の検索や貸出申請等のサポートが受けられる ・コミュニティセンター（公民館）の事務所と連携がとりやすい配置	発災時・避難時／平時
	閉架図書	・空調設備などが完備され、貴重な書物などが状態良く保管できる	発災時・避難時／平時
	防災倉庫	・災害時に必要な資材や物品を保管 ・支援物資の配送に向けて、受入、仕分け、配分、配送を行う	
		・防災訓練や防災教育の際に公開する	
【炊き出し機能】	給食センター	・小・中学校や避難場所向けに応急的な給食を行う	発災時・避難時
		・小・中学校向けに給食を行う	平時
	調理スペース	・災害ボランティア等が炊き出しを行う	発災時・避難時
		・料理教室や飲食を伴うイベント等を開催できる	平時
【防災広場機能】	防災広場	・一時避難場所や自衛隊、消防、警察等の車両スペースとして活用できる ・ヘリポートとして活用できる ・インフラが寸断された場合でも防災井戸やマンホールトイレ等を活用できる	発災時・避難時
		・平時においても多くの町民が公園として活用することで、避難場所としてのハードルを下げるができる ・防災訓練や実際に災害用の設備や防災グッズを利用してみる防災イベントを開催する	平時
	屋根付き広場	・支援物資の一時集積場や自宅避難者への配布場所として活用できる ・炊き出しの場所として活用できる	発災時・避難時
		・夏季の日差しが強い時期でも熱中症のリスクを低減したうえで屋外で遊ぶことができる	平時
	駐車場・駐輪場	・屋根付きの車いす使用者用駐車場や、安全性を考慮し、人と車の動線の交差が少なくなるように配慮	発災時・避難時／平時

2. 候補地エリアの選定

多用途防災コミュニティ拠点の候補地エリアについて、「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」とアンケート調査に見られる町民のニーズを踏まえて選定した中心地整備の適地の中から、統合庁舎に隣接し、第一次緊急輸送道路である国道 385 号に接する下記とします。

また、炊き出し機能のうち、給食センターを単独で整備する際には周辺環境へ十分配慮したうえで配送や食材搬入の車両動線を考慮し、施設の一体利用が可能となる国道 385 号沿道を候補地とします。



▲候補地エリア図

第4章 今後の課題

物価や人件費が高騰している昨今において、本計画で掲げた多用途コミュニティ防災拠点の実現に向けては、さらに詳細な調査・検討が必要であるとともに、解決すべき課題も多くあります。

これらについて、主要なものを今後の課題として以下に整理します。

1. 具体的な諸室の選定や規模の検討

導入機能を踏まえた諸室について、事業の早期実現や活用する事業手法、町民ニーズ等を考慮しながら整備すべき諸室の選定を行う必要があります。また、各諸室の規模は、昨今の社会情勢等を考慮しながら「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業計画」で示された数値についても、必要に応じて見直しを図る必要があります。

さらに、近年の激甚化する災害への対応や避難生活の質の向上などを踏まえて具体的に施設計画に反映していく必要があります。

2. 統合庁舎との連携

先行して事業が進んでいる統合庁舎については、2026 年度中に開業をする予定です。多用途コミュニティ防災拠点は、統合庁舎への隣接を検討していることから、災害時や平時を想定した歩行者動線等の設定や、機能連携を検討する必要があります。

3. 管理・運営の検討

平時に広く町民や町外の人でも利用する施設とするためには、民間活力の導入も重要になってきます。しかし、災害時の施設運営においては、行政が主体的に行う必要があるため、仮に指定管理者制度等の民間活力を導入する場合には事前の取り決めについて慎重に検討する必要があります。

4. 事業実施に向けた適切な事業手法の検討

事業の確実な遂行に向け、資金調達の方法や調達先、事業スケジュール等を検討し、最適な事業手法を選定する必要があります。

発行／吉野ヶ里町

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

TEL : 0952-53-1111 FAX : 0952-52-6189

<https://www.town.yoshinogari.lg.jp>

企画・編集／吉野ヶ里町企画調整課

発行日／令和 7 年 3 月